海上自衛隊訓令第３２号

防衛庁組織令（昭和２９年政令第１７８号）第２５７条の規定に基づき、海上幕僚監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和６３年１２月１３日

防衛庁長官　田　澤　吉　郎

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和３３年海上自衛隊訓令第５３号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　総務部
総務課（第２条－第１２条）
経理課（第１３条－第１９条）
第３章　人事教育部
人事計画課（第２０条－第２５条）
補任課（第２６条－第３０条）
厚生課（第３１条－第３４条）
援護業務課（第３５条－第３７条）
教育課（第３８条－第４３条）
第４章　防衛部
防衛課（第４４条－第５０条）
装備体系課（第５１条－第５５条）
運用支援課（第５６条－第６２条）
施設課（第６３条－第７０条）
第５章　指揮通信情報部
指揮通信課（第７１条－第７４条の２）
情報課（第７５条－第７８条）
第６章　装備計画部
装備需品課（第７９条－第８７条）
艦船・武器課（第８８条－第１００条）
航空機課（第１０１条－第１０８条）
第７章　総括副監察官及び副監察官（第１０９条）
第８章　法務室及び法務官（第１１０条）
第９章　会計監査室及び会計監査官（第１１１条）

第１０章　衛生企画室及び衛生官（第１１２条）
第１１章　雑則（第１１３条・第１１４条）
附　則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、海上幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）の内部組織の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　総務部

（総務課）

第２条　総務課に、総務調整官１人を置く。

２　総務調整官は、課長の命を受け、総務課の所掌事務を整理する。

第３条　総務課に、次の３班及び２室並びに副官２人、渉外連絡官及び警務管理官それぞれ１人を置く。

総務班
能率管理班
渉外班
行政文書管理室
広報室

（総務班）

第４条　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　各部、監察官、首席法務官、首席会計監査官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること。
⑵　当直勤務に関すること。
⑶　部内における物品供用官事務に関すること。
⑷　部内及び課内の事務の総括に関すること。
⑸　前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第５条　削除

（能率管理班）

第６条　能率管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手続並びに業務計画の実施の検討に関すること。
⑵　隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること（指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。
⑶　統計に関すること。
⑷　報告統制に関すること。

（渉外班）

第７条　渉外班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　渉外に関すること（渉外連絡官の所掌に属するものを除く。）。

⑵　外国への渡航手続に関すること。

（行政文書管理室）

第８条　行政文書管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海上幕僚長及び海上幕僚副長の官印並びに幕僚監部印の保管に関すること。

⑵　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

⑶　文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関すること。

⑷　海上自衛隊報の編集に関すること。

⑸　印刷に関すること。

⑹　海上自衛隊史の編さんに関すること。

⑺　礼式、服制及び旗章に関すること。

⑻　艦船、航空機及び車両の塗粧その他の標識に関すること。

⑼　情報の公開に関すること。

⑽　保有個人情報の保護に関すること。

（広報室）

第９条　広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　広報に関すること。

⑵　音楽隊に関すること。

（副官）

第１０条　副官は、課長の命を受け、海上幕僚長及び海上幕僚副長の庶務をつかさどる。

（渉外連絡官）

第１１条　渉外連絡官は、課長の命を受け、海上自衛隊と在日アメリカ合衆国軍隊との渉外に関する事務をつかさどる。

（警務管理官）

第１２条　警務管理官は、課長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　警務官及び警務官補の職務に関すること。

⑵　警務関係の部隊に関すること。

（経理課）

第１３条　経理課に、経理調整官１人を置く。

２　経理調整官は、課長の命を受け、経理課の所掌事務を整理する。

第１４条　経理課に、次の５班を置く。

経理班

予算班
主計班
契約班
出納班

（経理班）

第１５条　経理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　出納官吏の管理に関すること。

⑵　会計事務に関する技術指導に関すること（首席会計監査官の所掌に属するものを除く。）。

⑶　課内の事務の総括に関すること。

（予算班）

第１６条　予算班は、予算に関する事務をつかさどる（主計班の所掌に属するものを除く。）。

（主計班）

第１７条　主計班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　予算の使用計画に関すること。

⑵　支出負担行為及び支払の計画に関すること。

⑶　予算の繰越しに関すること。

⑷　決算に関すること。

（契約班）

第１８条　契約班は、物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に関する事務をつかさどる。

（出納班）

第１９条　出納班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　債権管理に関すること。

⑵　歳入及び収入に関すること。

⑶　支出、支払及び現金の出納保管に関すること。

第３章　人事教育部

（人事計画課）

第２０条　人事計画課に、人事計画調整官１人を置く。

２　人事計画調整官は、課長の命を受け、人事計画課の所掌事務を整理する。

第２１条　人事計画課に、次の３班及び１室を置く。

企画班
制度班
ワークライフバランス推進企画班
募集推進室

（企画班）

第２２条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の人事の計画の総合調整に関すること。

⑵　定年退職者等の自衛官への再任用の計画及び選考に関すること。

⑶　職員の要員計画に関すること。

⑷　知能、性格等に関する適性検査の計画に関すること。

⑸　知能、性格等に関する適性検査の基準の設定及び技術指導に関すること。

⑹　部内における物品供用官事務に関すること。

⑺　部内及び課内の事務の総括に関すること。

（制度班）

第２３条　制度班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の人事に関する制度及び法規の調査研究及び改善に関すること（ワークライフバランス推進企画班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　予備自衛官及び予備自衛官補の制度に関すること。

（ワークライフバランス推進企画班）

第２４条　ワークライフバランス推進企画班は、女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務をつかさどる。

（募集推進室）

第２５条　募集推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　自衛官、自衛官候補生、予備自衛官及び予備自衛官補（以下「自衛官等」という。）の募集に関すること。

⑵　自衛官等の募集に係る広報その他の自衛官等の募集に関する施策の企画及び立案並びに実施の調整に関すること。

⑶　前号に規定する施策の実施結果の分析及び評価に関すること。

⑷　予備自衛官及び予備自衛官補の招集手続に関すること。

（補任課）

第２６条　補任課に、次の２班及び２室を置く。

補任班

経歴班

職員人事管理室

服務室

（補任班）

第２７条　補任班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　自衛官等の任免に関すること。

⑵　自衛官の補職に関すること。

⑶　職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法（昭和２９年法律第１６５

号）６５条の１１第１項、第３項及び第４項の規定による届出に関すること。

⑷　課内の事務の総括に関すること。

（経歴班）

第２８条　経歴班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　自衛官等の経歴管理に関すること。

⑵　自衛官等の人事記録に関すること。

（職員人事管理室）

第２９条　職員人事管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員（自衛官等を除く。以下この条において同じ。）の任免に関すること。

⑵　職員の募集に関すること。

⑶　職員の経歴管理に関すること。

⑷　職員の人事記録に関すること。

（服務室）

第３０条　服務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の分限、懲戒、服務及び規律に関すること。

⑵　職員の表彰に関すること。

⑶　賞勲の申請手続に関すること。

（厚生課）

第３１条　厚生課に、次の２班及び給与室を置く。

厚生班

共済班

（厚生班）

第３２条　厚生班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の宿舎に関すること。

⑵　職員の福利厚生に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

⑶　職員の家族に対する連絡その他の支援に関すること。

⑷　課内の事務の総括に関すること。

（共済班）

第３３条　共済班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の共済組合に関すること。

⑵　職員の恩給及び年金に関すること。

（給与室）

第３４条　給与室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　俸給、手当等の基準に関すること。

⑵　職員の退職手当に関すること。

⑶　職員の災害補償に関すること。

⑷　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

（援護業務課）

第３５条　援護業務課に、次の２班を置く。

援護企画班

援護班

（援護企画班）

第３６条　援護企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　職員の再就職の援助の計画及びその実施の調整に関すること（補任課の所掌に属するものを除く。）

⑵　課内の事務の総括に関すること。

（援護班）

第３７条　援護班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること（援護企画班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　職員の再就職を容易にするための広報の実施に関すること。

（教育課）

第３８条　教育課に、次の５班を置く。

教育班

学校班

航空教育班

個人訓練班

教範教材班

（教育班）

第３９条　教育班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　教育訓練（運用支援課の所掌に属するものを除く。）の総合計画に関すること。

⑵　精神教育、教養教育及び体育の計画に関すること。

⑶　委託教育及び受託教育の計画に関すること。

⑷　課内の事務の総括に関すること。

（学校班）

第４０条　学校班は、基本教育の計画に関する事務（教育班及び航空教育班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空教育班）

第４１条　航空教育班は、航空機、航空機の航行及び施設の工事に関する基本教育の計画に関する事務（教育班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（個人訓練班）

第４２条　個人訓練班は、個人訓練の計画に関する事務（教育班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（教範教材班）

第４３条　教範教材班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

⑵　教育訓練用器材（艦船・武器課の所掌に属するものを除く。この条及び第８７条において同じ。）の整備に関すること。

⑶　教育訓練用器材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

⑷　学校における調査及び研究の計画に関すること。

第４章　防衛部

（防衛課）

第４４条　防衛課に、防衛調整官１人を置く。

２　防衛調整官は、課長の命を受け、防衛課の所掌事務を整理する。

第４５条　防衛課に、次の３班及び２室並びに分析企画官１人を置く。

防衛班

業務計画班

編成班

海上防衛戦略室

分析室

（防衛班）

第４６条　防衛班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　防衛及び警備の基本計画の作成に関すること（海上防衛戦略室の所掌に属するものを除く。）。

⑵　防衛及び警備の計画の調整に関すること。（次号に掲げる事務を除く。）。

⑶　防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３２号）第３条に規定する防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価の作成に関する協力に関すること。

⑷　演習の基本計画の作成に関すること。

⑸　部内における物品供用官事務に関すること。

⑹　部内及び課内の事務の総括に関すること。

（業務計画班）

第４７条　業務計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　業務計画の作成に関すること。

⑵　業務計画の実施の調整に関すること。

（編成班）

第４８条　編成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　幕僚監部の組織及び定員に関すること。

⑵　部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の組織、定員、編成及び配置に関すること。

⑶　艦船及び航空機の籍の編入及び除籍に関すること。

（海上防衛戦略室）

第４８条の２　海上防衛戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　長期的な防衛及び警備の基本計画の作成に関すること。

⑵　部隊の能力評価に関すること。

（分析室）

第４９条　分析室は、オペレーションズ・リサーチに関する事務（分析企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（分析企画官）

第５０条　分析企画官は、課長の命を受け、オペレーションズ・リサーチに関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

（装備体系課）

第５１条　装備体系課に、次の４班を置く。

装備体系班

艦船体系班

航空機体系班

技術・研究班

（装備体系班）

第５２条　装備体系班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　装備体系の計画の総合調整に関すること。

⑵　装備体系に関すること（艦船体系班及び航空機体系班並びに指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。

⑶　要求性能その他の装備の基準に関すること（艦船体系班及び航空機体系班並びに指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。

⑷　課内の事務の総括に関すること。

（艦船体系班）

第５３条　艦船体系班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　艦船に係る装備体系に関すること。

⑵　艦船に係る要求性能その他の装備の基準に関すること。

（航空機体系班）

第５４条　航空機体系班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　航空機に係る装備体系に関すること。

⑵　航空機に係る要求性能その他の装備の基準に関すること。

（技術・研究班）

第５５条　技術・研究班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

⑵　装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「海上装備品等」という。）の研究改善の計画及びその実施の総合調整に関すること。

⑶　装備品、船舶及び航空機（その主要な部分に先進技術又はこれに準ずるものが用いられているものに限る。次号において同じ。）の研究改善に関すること。

⑷　装備品、船舶及び航空機の性能試験に関すること。

⑸　防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

（運用支援課）

第５６条　運用支援課に、運用支援調整官１人を置く。

２　運用支援調整官は、課長の命を受け、運用支援課の所掌事務を整理する。

第５６条の２　運用支援課に、次の６班を置く。

企画班

運用支援班

計画班

訓練班

気象海洋班

部隊状況班

（企画班）

第５７条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の作成に関すること。

⑵　課内の事務の総括に関すること。.

（運用支援班）

第５８条　運用支援班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の実施の手続きに関すること。

⑵　国が行う南極地域における科学的調査についての協力に関する計画及び訓練に関すること。

⑶　航空機の運航に関すること。

⑷　航空管制に関すること。

（計画班）

第５９条　計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること（企画班及び運用支援班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　前号の計画に係る日米防衛協力の研究に関すること。

（訓練班）

第６０条　訓練班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　部隊の訓練に関すること（運用支援班及び部隊状況班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　部隊の訓練の検閲及び演習に関すること（防衛課及び装備需品課の所掌に属するものを除く。）。

（気象海洋班）

第６１条　気象海洋班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　気象及び海洋業務に関する業務の計画に関すること。

⑵　気象及び海洋業務の資料に関すること。

⑶　気象及び海洋業務に関する技術指導に関すること。

（部隊状況班）

第６２条　部隊状況班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　部隊の訓練状況の把握に関すること。

⑵　オペレーション・ルームに関すること。

（施設課）

第６３条　施設課に、施設企画調整官１人を置く。

２　施設企画調整官は、課長の命を受け、施設課の所掌事務に関して総合的な企画及び調整を行い、関係事務を総括する。

第６４条　施設課に、次の６班を置く。

施設班
施設基準班
建設班
営繕班
基地対策班
環境保全班

（施設班）

第６５条　施設班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　施設の整備の総合計画に関すること。

⑵　施設器材及び港用品の整備の計画に関すること（環境保全班の所掌に属するものを除く。）。

⑶　施設、施設器材及び港用品の予量の総括に関すること。

⑷　課内の事務の総括に関すること。

（施設基準班）

第６６条　施設基準班は、施設に関する基準の設定及び研究改善に関する事務をつかさどる（環境保全班の所掌に属するものを除く。）。

（建設班）

第６７条　建設班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　施設の取得及び建設の計画に関すること（環境保全班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　整備計画局に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

（営繕班）

第６８条　営繕班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　施設の維持及び修理に関すること（環境保全班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　施設の供用事務に関すること。

⑶　港用品（行政財産であるものに限る。）の管理に関すること。

⑷　施設器材及び港用品の整備に関すること（施設班及び環境保全班の所掌に属するものを除く。）。

⑸　施設器材及び港用品の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

⑹　施設器材及び港用品の取扱いに関する技術指導に関すること。

（基地対策班）

第６９条　基地対策班は、施設の取得若しくは建設又は使用に伴い生ずる諸問題に係る整備計画局及び地方防衛局との連絡調整並びに部隊等に対する指導に関する事務をつかさどる。

（環境保全班）

第７０条　環境保全班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　施設の取得及び建設の計画に係る環境保全に関すること。

⑵　施設の管理に係る環境保全に関すること。

⑶　施設器材及び港用品の整備に係る環境保全に関すること。

⑷　前３号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究並びに部隊等に対する指導に関すること。

第５章　指揮通信情報部

（指揮通信課）

第７１条　指揮通信課に、次の４班を置く。

指揮通信班

指揮通信体系班
情報保証班
情報戦事業計画班

（指揮通信班）

第７２条　指揮通信班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　指揮通信その他通信の計画及び監理に関すること（情報保証班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　電波の使用計画及び監理に関すること。

⑶　電子計算機システムの共通化に関すること。

⑷　指揮通信その他通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関する技術指導に関すること。

⑸　部内における物品供用官事務に関すること。

⑹　部内及び課内の事務の総括に関すること。

（指揮通信体系班）

第７３条　指揮通信体系班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　指揮通信に関する器材に係る装備体系に関すること。

⑵　指揮通信その他通信に関する器材に係る要求性能その他の装備の基準に関すること（指揮通信班の所掌に属することを除く。）。

（情報保証班）

第７４条　情報保証班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　情報保証に関すること。

⑵　指揮通信その他通信に関する保全に関すること。

⑶　暗号の計画及び監理に関すること。

⑷　信号の計画及び監理に関すること。

⑸　暗号及び信号の計画及び監理に関する技術指導に関すること。

（情報戦事業計画班）

第７４条の２　情報戦事業計画班は、情報戦に関する態勢の整備に係る計画の作成及び実施に関する事務をつかさどる。

（情報課）

第７５条　情報課に、情報班及び次の２室を置く。

情報運用室
情報保全室

（情報班）

第７６条　情報班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　第４６条第１号及び第２号、第４７条、第４８条第１号及び第２号、第４８条の２第１号、第５２条第１号から第３号まで、第５３条から第５５条まで並

びに第７３条に掲げる事務（行動に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関するものを除く。）に必要な情報の収集整理及び配布に関する計画及び調整に関すること。

⑵　前号に規定する情報のうち国内情報の収集整理及び配布の実施に関すること。

⑶　第１号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

⑷　警備地誌に関すること。

⑸　情報に関する写真に関すること。

⑹　課内の事務の総括に関すること。

（情報運用室）

第７７条　情報運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　前条第１号に規定する情報のうち国外情報の収集整理及び配布の実施に関すること。

⑵　前条第１号に規定する情報のうち国外情報の見積りに関すること（情報保全室の所掌に属するものを除く。）。

⑶　情報本部との情報業務に関する連絡調整に関すること。

⑷　外国海軍等との情報業務に関する連絡調整に関すること。

（情報保全室）

第７８条　情報保全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　保全に関すること（指揮通信課の所掌に属するものを除く。）。

⑵　第７６条第１号に規定する情報のうち治安に関するものの見積りに関すること。

第６章　装備計画部

（装備需品課）

第７９条　装備需品課に、装備調整官１人を置く。

２　装備調整官は、課長の命を受け、装備需品課の所掌事務を整理する。

第８０条　装備需品課に、次の６班及び補給管理室を置く。

企画班
後方運用班
共同後方班
資材班
燃料班
衣糧班

（企画班）

第８１条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

⑵　海上装備品等の整備の計画の調整に関すること。
⑶　海上装備品等の整備に関する基準に関すること。
⑷　海上装備品等の取扱いに関する技術指導の調整に関すること。
⑸　部内における物品供用官事務に関すること。
⑹　部内及び課内の事務の総括に関すること。

（後方運用班）

第８２条　後方運用班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　行動の計画に関し必要な調達、補給、整備及び輸送の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
⑵　海上装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊等の業務の総合運営に関すること。
⑶　輸送に関すること。
⑷　国外における海上装備品等の補給の調整に関すること（補給管理室の所掌に属するものを除く。）。
⑸　前２号に掲げる事務に必要な調査及び研究に関すること。

（共同後方班）

第８２条の２　共同後方班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　アメリカ合衆国等の軍隊との間における物品又は役務等の相互提供に関すること。
⑵　有償援助による物品及び役務の調達に関すること。
⑶　無償で供与された物品の処理の調整に関すること。

（資材班）

第８３条　資材班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　食糧その他の需品及び車両（以下「需品等」という。）（燃料班及び衣糧班の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること（後方運用班及び補給管理室の所掌に属するものを除く。）。
⑵　需品等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。
⑶　海上装備品等の利材に関すること。

（燃料班）

第８４条　燃料班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　燃料及び燃料用資材（次号において「燃料等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（後方運用班及び補給管理室の所掌に属するものを除く。）。
⑵　燃料等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

（衣糧班）

第８５条　衣糧班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　被服、糧食及び給食用資材（次号において「衣糧等」という。）の補給、保

管及び整備に関すること（後方運用班及び補給管理室の所掌に属するものを除く。）。

⑵　衣糧等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

⑶　被服の支給及び貸与に関すること。

⑷　給食の基準及び指導に関すること。

第８６条　削除

（補給管理室）

第８７条　補給管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海上装備品等及び海上装備品等に関する役務の調達計画の事務の総括及び防衛装備庁に対する調達要求の事務の総括に関すること。

⑵　需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

⑶　海上装備品等及び海上装備品等に関する役務の調達に関する基準に関すること。

⑷　海上装備品等の補給及び保管の計画の調整に関すること。

⑸　海上装備品等の補給及び保管の計画に関すること（施設課、艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。）。

⑹　海上装備品等の補給及び保管に関する基準及び研究改善に関すること。

⑺　需品等（衛生資材を除く。次号において同じ。）の整備の計画に関すること。

⑻　需品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

⑼　物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること。

⑽　物品管理の調整に関すること。

（艦船・武器課）

第８８条　艦船・武器課に、艦船・武器調整官１人を置く。

２　艦船・武器調整官は、課長の命を受け、艦船･武器課の所掌事務を整理する。

第８９条　艦船・武器課に、次の９班及び艦船管理室を置く。

予量班

艦船・武器班

機関電気班

誘導武器班

水中武器班

弾薬班

通信電子班

訓練器材班

艦船技術班

（予量班）

第９０条　予量班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材及び船用品、火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材及び戦術情報処理器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材、水雷武器並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するもの及び学校における教育訓練に関するもののうち形態管理を必要とするものに限る。以下同じ）並びにこれらに付随する器材（以下「艦船・武器等」という。）の製造、改造及び修理の予量に関すること。

⑵　課内の事務の総括に関すること。

（艦船・武器班）

第９１条　艦船・武器班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　艦船・武器等の補給、保管及び整備の計画に関すること。

⑵　艦船・武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。

第９２条　削除

（機関電気班）

第９３条　機関電気班は、艦船の機関部及び電気部に関して次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　補給、保管及び整備に関すること（艦船・武器班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（予量班及び艦船管理室の所掌に属するものを除く。）。

（誘導武器班）

第９４条　誘導武器班は、艦船・武器等のうち電波器材及び戦術情報処理器材（誘導武器に関するものに限る。）、火器並びに誘導武器並びにこれらに付随する器材に関して前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（水中武器班）

第９５条　水中武器班は、艦船・武器等のうち掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、気象器材、航海器材及び水雷武器並びに戦術情報処理器材（水雷武器及び掃海器材に関するもの（訓練器材班の所掌に属するものを除く。）に限る。）並びにこれらに付随する器材に関して第９３条各号に掲げる事務をつかさどる。

（弾薬班）

第９６条　弾薬班は、弾火薬類及び化学器材並びにこれらに付随する器材に関して第９３条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信電子班）

第９７条　通信電子班は、艦船・武器等のうち通信器材、電波器材（誘導武器班

の所掌に属するものを除く。）及び戦術情報処理器材（誘導武器班、水中武器班及び訓練器材班の所掌に属するものを除く。）並びにこれらに付随する器材に関して第９３条各号に掲げる事務をつかさどる。

（訓練器材班）

第９８条　訓練器材班は、艦船・武器等のうち戦術情報処理器材（情報システム用器材（艦船搭載のものを除く。）に限る。）及び教育訓練用器材並びにこれらに付随する器材に関して第９３条各号に掲げる事務をつかさどる。

（艦船技術班）

第９９条　艦船技術班は、海上装備品等に関して次に掲げる事務をつかさどる（他課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

⑴　研究改善に関すること。

⑵　制式及び規格に関すること。

⑶　製造、改造及び修理に関する技術的方針の作成に関すること。

⑷　実用試験、性能試験及び性能改善試験（以下「実用試験等」という。）に関すること。

⑸　技術資料の整理に関すること。

２　艦船技術班は、前項に規定する事務のほか、発明特許に関する事務をつかさどる（航空機課の所掌に属するものを除く。）。

（艦船管理室）

第１００条　艦船管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　艦船の船体部に関する補給、保管及び整備に関すること（艦船・武器班の所掌に属するものを除く。）

⑵　艦船・武器等の整備に関する基準の作成に関すること。

⑶　艦船・武器等及びこれらに関する役務の調達計画及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

⑷　艦船・武器等の官給品に関すること。

⑸　艦船の製造及び改造の計画に関すること。

⑹　艦船の船体部に関する製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（予量班の所掌に属するものを除く。）

⑺　艦船・武器等の製造に関する図面審査に関すること。

⑻　船舶（自衛艦に限る。）の使用実績に関すること。

⑼　老齢船舶の調査の報告に関すること。

⑽　ぎ装及びぎ装員に関すること。

⑾　船舶の就役条件の検討に関すること。

⑿　船舶の能力試験に関すること。

⒀　艦船（行政財産であるものに限る。）の管理に関すること。

⒁　艦船の救難に関する技術的事項に関すること。

⒂　艦船に関する証書に関すること。

（航空機課）

第１０１条　航空機課に、次の７班を置く。

航空機班

固定翼班

回転翼班

航空武器班

航空電子班

航空支援器材班

航空技術班

（航空機班）

第１０２条　航空機班は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　航空機及び航空機用機器（以下「航空機等」という。）並びに火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、写真器材、航空標的及び戦術情報処理器材並びにこれらに付随する器材（航空機又は航空機の航行に関するものに限る。以下「航空武器等」という。）の補給、保管及び整備の計画に関すること。

⑵　航空機等及び航空武器等の整備に関する基準の作成に関すること。

⑶　航空機等及び航空武器等並びにこれらに関する役務の調達計画及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

⑷　航空機（行政財産であるものに限る。）の管理に関すること。

⑸　航空機等及び航空武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。

⑹　航空機等及び航空武器等の製造、改造及び修理の予量に関すること。

⑺　課内の事務の総括に関すること。

（固定翼班）

第１０３条　固定翼班は、固定翼航空機に関して次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　航空機等の補給、保管及び整備に関すること（航空機班及び航空支援器材班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　機種全体としての管理を図る見地からの航空武器等の補給、保管及び整備の調整に関すること。

⑶　航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（航空機班及び航空支援器材班の所掌に属するものを除く。）。

（回転翼班）

第１０４条　回転翼班は、回転翼航空機に関して前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（航空武器班）

第１０５条　航空武器班は、航空武器等のうち火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、写真器材及び航空標的並びにこれらに付随する器材に関して次の事務をつかさどる。

⑴　補給、保管及び整備に関すること（航空機班の所掌に属するものを除く。）。

⑵　製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること（航空機班の所掌に属するものを除く。）。

（航空電子班）

第１０６条　航空電子班は、航空武器等のうち通信器材、電波器材及び戦術情報処理器材（航空機搭載のものに限る。）、航法器材並びにこれらに付随する器材に関して前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（航空支援器材班）

第１０７条　航空支援器材班は、救命機器及び救難器材並びに航空機の原動機、プロペラ、航空計器、救命機器及び救難器材の整備用機器並びに航空武器等のうち通信器材、電波器材及び戦術情報処理機材（航空電子班の所掌に属するものを除く。）、気象器材並びにこれらに付随する器材に関して第１０５条各号に掲げる事務をつかさどる。

（航空技術班）

第１０８条　航空技術班は、航空機等及び航空武器等並びにこれらに関する需品等に関して次に掲げる事務をつかさどる（教育課、装備体系課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

⑴　研究改善に関すること。

⑵　制式及び規格に関すること。

⑶　製造、改造及び修理に関する技術的方針の作成に関すること。

⑷　実用試験等に関すること。

⑸　技術資料の整理に関すること。

２　航空技術班は、前項に規定する事務のほか、航空機等及び航空武器等並びにこれらに関する需品等に関する発明特許に関する事務をつかさどる。

第７章　総括副監察官及び副監察官

（総括副監察官及び副監察官）

第１０９条　監察官の事務を行うため、総括副監察官１人及び別に定める数の副監察官を置く。

２　総括副監察官は、監察官の命を受け、副監察官の事務の調整及び整理に関する事務をつかさどる。

３　副監察官は、監察官の命を受け、次の事務を行う。

⑴　監察に関すること。

⑵　安全に関すること。
⑶　事故調査に関すること。

第８章　法務室及び法務官

（法務室及び法務官）

第１１０条　首席法務官の事務を行うため、法務室及び法務官３人を置く。

２　法務室は、次に掲げる事務を行う。
⑴　法務、訟務及び法規に関する計画の作成及び実施の調整に関すること。
⑵　訴訟、損害賠償、損失補償及び海難審判に関すること（法務官の所掌に属するものを除く。）。
⑶　例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
⑷　法令の調査及び研究に関すること（法務官の所掌に属するものを除く。）。

３　法務官は、首席法務官の命を受け、別表第１の左欄に掲げる担当の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

第９章　会計監査室及び会計監査官

（会計監査室及び会計監査官）

第１１１条　首席会計監査官の事務を行うため、会計監査室及び会計監査官３人を置く。

２　会計監査室は、次に掲げる事務を行う。
⑴　会計の監査に関すること（会計監査官の所掌に属するものを除く。）。
⑵　会計事務に関する研究改善に関すること。
⑶　会計の監査に関する技術指導に関すること。

３　会計監査官は、首席会計監査官の命を受け、別表第２の左欄に掲げる担当の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

第１０章　衛生企画室及び衛生官

（衛生企画室及び衛生官）

第１１２条　首席衛生官の事務を行うため、衛生企画室及び衛生官３人を置く。

２　衛生企画室は、次に掲げる事務を行う。
⑴　衛生に関する計画の作成及び実施の調整に関すること。
⑵　衛生資材の整備に関すること。
⑶　衛生資材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。
⑷　病院その他保健衛生施設に関すること。
⑸　衛生統計に関すること。
⑹　物品供用官事務に関すること。

３　衛生官は、首席衛生官の命を受け、別表第３の左欄に掲げる担当の区分に従い、

それぞれ同表の右欄に掲げる事務を行う。

第１１章　雑則

（室長及び班長）

第１１３条　室に室長を、班に班長を置く。

２　法務室長は首席法務官の、会計監査室長は首席会計監査官の、衛生企画室長は首席衛生官の、課の室長は課長の命を受け、室務を掌理する。

３　班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

（委任規定）

第１１４条　この訓令に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織の細部に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

この訓令は、昭和６３年１２月１５日から施行する。

附　則（平成２年６月８日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、平成２年６月８日から施行する。

附　則（平成２年１０月１日防衛庁訓令第３８号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第５７条）

この訓令は、平成２年１０月１日から施行する。

附　則（平成３年４月１２日海上自衛隊訓令第１２号）

この訓令は、平成３年４月１２日から施行する。

附　則（平成６年６月２４日海上自衛隊訓令第２２号）

この訓令は、平成６年６月２４日から施行する。

附　則（平成７年３月２８日海上自衛隊訓令第２１号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年５月１１日海上自衛隊訓令第１０号）

この訓令は、平成８年５月１１日から施行する。

附　則（平成９年１月１７日防衛庁訓令第１号防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第５７条）

この訓令は、平成９年１月２０日から施行する。

附　則（平成９年４月１日海上自衛隊訓令第１１号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２日防衛庁訓令第４６号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第２８条）

この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

附　則（平成１１年３月２９日海上自衛隊訓令第１１号）

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令

この訓令は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月７日海上自衛隊訓令第２９号）

この訓令は、平成１２年１２月８日から施行する。

附　則（平成１３年１月６日防衛庁訓令第２号中央省庁等改革のための関係訓令の整備等に関する訓令第１２５条）

この訓令は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１３年３月３０日海上自衛隊訓令第２８号）

この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２０日海上自衛隊訓令第８号）

この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

附　則（平成１５年３月３１日海上自衛隊訓令第２２号）

この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月２９日海上自衛隊訓令第２５号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日防衛庁訓令第３４号防衛庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令附則第４項）

この訓令は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２４日海上自衛隊訓令第１４号）

この訓令は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則（平成１８年７月２８日防衛庁訓令第８３号防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４５号）及び防衛庁組織令等の一部を改正する政令（平成１８年政令第２４３号）の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第１０９条）（抄）

１　この訓令は、平成１８年７月３１日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第８５条）

この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日防衛省訓令第２８号俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令第３０条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成１９年８月３０日防衛省訓令第１４５号防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第１１０条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日防衛省訓令第１５号調達調整会議規則等の一部を改正する訓令第３２条）

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月３０日防衛省訓令第２９号懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令第４０条）（抄）

１　この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日防衛省訓令第１０号装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令第１８条）

この訓令は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則（平成２６年５月３０日国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第２４条）

１　この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２６年５月３０日）から施行する。

附　則（平成２６年１２月９日海上自衛隊訓令第２４号）

この訓令は、平成２６年１２月１０日から施行する。

附　則（平成２７年１０月１日防衛省訓令第３９号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年５月１８日防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する訓令第８条）

この訓令は、平成２８年５月１８日から施行する。

附　則（平成３０年３月２８日防衛省訓令第１７号）

この訓令は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則（平成３１年４月２２日海上自衛隊訓令第１０号）

この訓令は、平成３１年４月２２日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日海上自衛隊訓令第１９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日防衛省訓令第１８号俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令第３６条）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日防衛省訓令第４３号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第２１条）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日防衛省訓令第５０号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第２３条）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令

別表第１（第１１０条関係）

担　当	所　　掌　　事　　務
防　衛	法令の調査及び研究に関する事務のうち、部隊等の運用並びに首席法務官の命じた事項に関すること（国際の法規及び慣例に関するものを含む。）。
行　政	⑴　行政訴訟に関すること。 ⑵　法令の調査及び研究に関すること（防衛担当の法務官の所掌に属するものを除く。）。
民　事	民事訴訟、損害賠償、損失補償及び海難審判に関すること。

別表第２（第１１１条関係）

担　当	所　　掌　　事　　務
金　銭 管　理	収入、債権管理、支出負担行為（調達管理に係るものを除く。）、支出及び金銭の出納保管に関する会計監査に関すること。
調　達 管　理	物品及び役務（工事を含む。）の調達要求、契約及び検査に関する会計監査に関すること。
物品・ 国有財 産管理	物品の取得（調達管理に係るものを除く。）、供用、保管及び亡失損傷並びに国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する会計監査に関すること。

別表第３（第１１２条関係）

担　当	所　　掌　　事　　務
医　務	⑴　医療に関すること（歯科担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 ⑵　適性検査に関すること（人事計画課の所掌に属するものを除く。）。 ⑶　健康管理に関すること（歯科担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 ⑷　健康管理に関する技術指導に関すること（歯科担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 ⑸　公務災害等の医学的判定に関すること。
歯　科	⑴　歯科衛生に関すること。 ⑵　歯科医療に関すること。 ⑶　歯科衛生に関する技術指導に関すること。
薬　務	⑴　薬務に関すること。 ⑵　薬務に関する技術指導に関すること。 ⑶　環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 ⑷　環境衛生、食品衛生及び防疫に関する技術指導に関すること。